

令和7年度 尼崎市立武庫中学校 学校生活のルール

令和7年4月改定

(1) 登下校について

- ① 学校で定まっている通学路を通り、交通ルールに従って安全に留意する。(横断歩道を利用する) 制服を正しく着用すること。
- ② 自転車登校は禁止(部活動時は顧問に委託。練習試合など、他校へ移動する場合のみ、安全面に十分に配慮して自転車を使用する。平日は押して登校、校内では乗らない)。
- ③ 8:25以降は出席簿上の遅刻。
- ④ 登下校時の寄り道、買い食いの禁止。
- ⑤ 休日登校も原則として標準服とする(部活動着可)。
- ⑥ 最終下校時刻は18:30(完全下校)とする。
- ⑦ 生徒の登下校には、東門のみ使用する。
- ⑧ 本校の東側の道(むこっこロード)を通行する際は、中学校側を通ること。

(2) 学校生活について

- ① 始業のチャイムで授業を始める。授業準備。8:25~8:45まで朝学習を行う。教室移動が必要な場合も、8:45までは教室を出ない。ただし、体育と技術を除く。※チャイムの1分前に音楽が流れるので着席を呼びかける。音楽の後教室を出ない(物の貸し借りなど)。
- ② 必要時以外は他学年の教室付近には近づかない。他のクラスには入らない。(部活動等の連絡は廊下で行う)。
- ③ 昼食は自分の教室で食べる。

【トイレの使用について】

1年生は東渡り廊下3Fと北校舎2F西側、2年生は東渡り廊下2Fと北校舎1F西側、3年生は南校舎2F西側トイレを使用する。南校舎西側1Fのトイレは全学年生共通で、渡り廊下1Fトイレは職員専用とする。ただし、緊急時は指定以外のトイレの使用を許可する。

【休み時間について】

- ① 上履き、下履き、体育館シューズの区別をつける。(コンクリート通路の上は上履きでもよい。北校舎と道場の間の上履き移動は禁止。北校舎1Fは下履きでもよい)。
- ② 校舎内での怪我の危険性のある遊びを禁止する。また、廊下を走らない。
- ③ 忘れ物は原則として取りに帰らない。(8:25に間に合うタイミングと放課後であれば許可をする。) また、登校後、終礼が終わるまでは校外に出ない。

【放課後】

- ① 部活動、その他用事のない生徒は速やかに下校する。
- ② 部活動終了後は速やかに下校する。年間を通じて18:30完全下校。

(3) 頭髪について(医療上など、何らかの事情がある場合は相談すること。)

- ① 自然の状態であり、全体のバランスがとれていること。また、一部のみ極端に刈り上げたり、極端に伸ばしたり立てたりせず、授業活動の妨げにならないように整えること。
- ② 前髪は目にかからない。横や後ろの長さは肩にかからない程度とし、それより長い場合は、黒・濃紺・こげ茶のゴムひもで束ねるか、三つ編みにする。(ハーフアップは問題ないが、髪が肩にかかる場合はくくこと。)
- ③ 髪どめはシンプルな黒・濃紺・こげ茶のヘアピンかパッチン留めとする。装飾のついたものは禁止する。
- ④ 整髪料としてワックス・スプレーの使用、脱色、染色、パーマ、エクステなど、頭髪に手を加えることは禁止する。ただし寝ぐせ直しは使用を可とするが、家で使用し、持ち込みは禁止する。
- ⑤ まゆ毛は、必要以上に手を加えないこと。(身だしなみを整えること。)

(4) 服装・持ち物について(医療上など、何らかの事情がある場合は相談すること。)

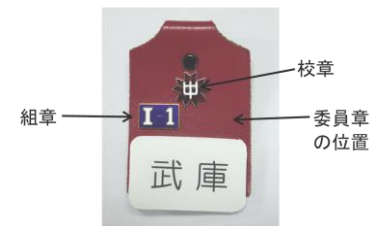
- ① 清潔感、統一感があり、ブレザーのボタンはすべて止め、上着の下には白カットシャツを着用

する。各自着るものが身体の大きさに適している標準服とする。

- ② ブレザーを着るときは、ネクタイ(リボン)を付けること。夏服着用時はネクタイ(リボン)をしなくてもよい。
- ③ カッターシャツの下は肌着は白、ベージュ、黒、紺、グレーの肌着(ワンポイント可)を着用する。色シャツまたは派手なプリントシャツの着用の禁止。また、体操服を肌着代わりにしない。
- ④ スカートの丈の長さは膝が隠れるくらいを目安とする。
- ⑤ ベルトは黒・紺・茶の無地で革、合皮、布製とし、極端に太いものや細いもの、派手なもの(装飾が多いもの)は禁止。
- ⑥ セーターは、白、黒、紺、グレー、こげ茶の無地とし、学ラン、ブレザーの裾から見えないようにする。移動教室のときは、上着を着用する。また、教室内や学年のフロア及び学年用トイレ使用時は、セーター姿で構わないが、必ず名札をつけること。
- ⑦ パンストは許可するが、ベージュでその上に靴下をはくこと。また、防寒のための黒タイツ・レギンスを許可する。(体育の授業では脱ぐこと。)
- ⑧ 防寒対策としてコート又はジャンパーを許可する。色はセーター同様とし、カバンに入るものを着用すること。(部活で使用しているものは許可する。)
- ⑨ 衣替えの月日は設定しない。夏服、冬服を正しく着こなすこと。夏服に関しては、白色カッターシャツ(半袖、長袖ともに可)、又は指定ポロシャツとし、第一ボタンは外してもよい。
- ⑩ 名札(校章・クラス章・委員章)は左胸に正しくつける。(校章などの位置は右図参照) また、学習時は必ず名札をつけておくこと。
- ⑪ 靴下は白・黒・紺色・グレーで、くるぶしを完全に覆うものとする。ワンポイントが入っていても良いが、ワンポイントの位置は両サイドのみで大きすぎないものとする。(足裏のマークは可とする。)
- ⑫ 靴は白・黒・グレーを基調としたスポーツタイプの運動靴とする(ラインやワンポイントが入っていても良いが、ホールド力の強いものを使用する。) 紐の色も白または黒とする。
- ⑬ 式典の際は正装(ブレザー、ネクタイ着用)で参加すること。式典とは、入学式、離任式、卒業式、始業式(1・3学期)、終業式(2学期)、修了式等である。

【その他】(医療上など、何らかの事情がある場合は相談すること。)

- ① かばんに指定はない。学習用具(教科書、ノートなど)が入る大きさのもので、華美にならないこと。また、必ず持ってくる(手ぶらで来ない)。キーホルダーはつけすぎないこと。
- ② 生徒手帳を常に携帯することが望ましい。(カバンの中に携帯するように)
- ③ マンガ本、おもちゃ、菓子類、その他ゲーム的要素のある文房具の禁止。時計は許可するが、かばんに入れること。機能付×(計算×スマート×)
- ④ 携帯電話・スマートフォン、その他学校生活に必要なでないものは持ってこない。
- ⑤ 携帯用薄型エチケットブラシ、くしは許可。
- ⑥ 化粧、マニキュア、装飾品の禁止。ピアスの穴を開けてもいけない
- ⑦ リップは、唇荒れの薬用リップ(無色、無香料のもの)のみ使用を認める。
- ⑧ 制汗シート、日焼け止めは、無色、無香料のものに限り許可する(スプレー、リキッドは不可)。(制汗剤は不可。また、日焼け止めについてもスプレーは不可とする。)



校則は何のためにあるの?・・・それは、武庫中の生徒の皆さんが安心、充実した学校生活を送るためです。今年度のルールは、令和6年度に出してもらった意見を全校委員、風紀委員、生徒会執行部がまとめて作成しました。